

事業者殿

高知労働局長登録第 69 号
(登録有効期限：平成 31 年 3 月 31 日)
一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習会のご案内

(平成 18 年 4 月 1 日から特定化学物質等作業主任者技能講習と四アルキル鉛等作業主任者技能講習が統合されました。)

労働安全衛生法により、特定化学物質及び四アルキル鉛等を製造又は取扱う作業（試験研究等を除く）を行う場合は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせなければならないとされております。
当連合会では、下記日程により標記の講習会を開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成 29 年 7 月 3 日(月)～4 日(火) (受付 8：45)
(1 日目) 9：00～16：00
(2 日目) 9：00～17：00

2. 場 所 高知県立地域職業訓練センター
(高知市布師田 3992-4 TEL 088-846-2211)

3. 講習科目 ・健康障害およびその予防措置に関する知識
・作業環境の改善方法に関する知識
・保護具に関する知識
・関係法令
・修了試験

受講料	テキスト代	合計
10,800円 (本体価 10,000 円+税)	1,944円 (本体価格 1,800 円+税)	12,744円

※テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。

5. 定 員 80 名(定員に達し次第締切ります)

6. 申込方法 **※写真 1 枚必要**

受講申込書に必要な事項を記入し、写真(縦 3.0 ㎝×横 2.4 ㎝)申込前 6 ヶ月以内に撮影した上三分身、脱帽、背景無地、写真裏面に氏名記入)を申込書に貼付し、当連合会窓口へ持参か郵送でお申込み下さい。
講習会開催日約 2 週間前までに、受講票と振込用紙(高知銀行でご利用の場合のみ振込手数料がかかります)を送付いたします。

受講料等は講習会開催日の 1 週間前までにお振込下さいますようお願いいたします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込して下さい。

<振込先>高知銀行東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

7. 予約方法

FAX(下記予約票)で申込みの予約をすることができます。但し、予約当日から 1 週間以内(土曜・日曜・祝日除く)に正式に申込手続きを行わないと自動的に予約無効となります。既に定員に達している場合は予約できません。

8. 受講取消・変更

平成 29 年 6 月 29 日(木)午後 4 時までに当連合会へご連絡下さい。ご連絡があった場合に限り、キャンセルをいたします。

キャンセル……受講料等を現金または銀行振込にて返金(振込の場合は振込手数料を差し引いて返金)します。テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承下さい。

指定日時以降の取消、講習会当日欠席の場合は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできません。

受講者変更の場合には、平成 29 年 6 月 30 日(金)午後 4 時までにご連絡下さい。以後の変更はできません。

9. その他

- ・受講票と筆記用具をご持参下さい。
- ・講習会場は駐車台数に限りがありますので、同事業所の方はなるべく相乗り等でご来場下さいますようご協力をお願いいたします。

◆申込・問合わせ先◆

一般社団法人 高知県労働基準協会連合会
〒780-0821 高知市桜井町 2-6-31 コーポ NOR1 階 TEL 088-861-5566 FAX 088-861-5567

【予約票】

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

事業場名			
事業場所在地	〒		
担当者及び連絡先	担当者名	TEL	FAX
受講予定人数	()名		

※1 週間以内に正式に申込み手続きを行わないと自動的に予約無効となります。

※ご記入いただいた個人情報につきましては、当連合会が責任を持って管理し、本講習のためにのみ利用させていただきます。

※受付印

FAX 番号：088-861-5567